

令和7年度第4回（第63回）旭川市男女共同参画審議会 会議の記録	
日時	令和8年2月24日（火）18時30分～20時15分
場所	旭川市7条通9丁目 旭川市役所 総合庁舎7階 多目的室
出席者	委員9名 桶委員、久保委員、小松委員、塩尻委員、西舘委員、橋本委員、丸山委員、矢三委員、米沢委員 （五十音順） 事務局4名 片岡女性活躍推進部長、松山女性活躍推進部次長、牛田補佐、吉田主査
欠席者	アルハラル委員、内藤委員、中川委員
会議の公開・非公開	公開
傍聴の数	0名
会議資料	参考1 令和7年度第4回 旭川市男女共同参画審議会 資料一覧表 参考2 令和7年度第4回 旭川市男女共同参画審議会 概要 資料1 旭川市男女共同参画審議会委員名簿（第12期） 資料2 旭川市男女共同参画審議会について（関係条例・規則抜粋） 資料3 会議の運営について（事務局案） 資料4 女性活躍推進部 令和7年度実施事業 資料5 令和7年度 旭川市男女共同参画 出前講座・研修等の開催状況 資料6 旭川市ジェンダー平等プラン～みんな安心・未来計画～（案） 資料7 旭川市ジェンダー平等プラン～みんな安心・未来計画～ 概要版
会議内容	
1 部長挨拶	
女性活躍推進部長	女性活躍推進部長より挨拶を行った。
2 委員紹介	
各委員	各委員による自己紹介を行った。
3 会議成立の報告	
事務局	条例施行規則第11条の規定により、委員の過半数が出席しているため、会議が成立していることを報告した。
4 事務局紹介	
事務局	事務局職員の紹介を行った。

5 資料説明	
事務局	資料について説明した。
6 審議会紹介	
事務局	資料2により、審議会について説明した。
7 議題 (1) 正副会長の選出	
事務局	正副会長について特に意見がなかったため、事務局案として、会長に丸山委員（前期会長）、副会長に小松委員（前期副会長）を提案し、委員からの了承を得た。
(2) 会議の運営について	
事務局	<p>資料3について説明した。</p> <p>【要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 条例・規則で規定されていない事項については、それぞれ会議で決定する必要があり、4点を決める ● 1つ目は審議内容は原則公開とし、非公開事項が含まれる場合には事前に協議する。これは、旭川市市民参加推進条例において附属機関の会議は例外を除き原則公開としているため。 ● 2つ目は傍聴者の定員について、会議の開催場所がその都度変わる可能性があることから、前の第11期と同様に「会場の許容範囲内」とする。 ● 3つ目として、会議録は「要点筆記」とし、発言者名は記載せずに「会長」及び「委員」と表記する。全文筆記では会議録が膨大になること、また、発言者の氏名を記載すると自由闊達な審議に影響が生じる可能性があるため。 ● 4つ目として「会議録の確認方法」は、発言した委員の意図が会議録に反映されることを担保するため、前の第11期と同様に出席委員全員に会議録案を送付し、内容を確認もらう。
会長	意見や質問があればお願いします。
委員	非公開事項が含まれる場合は事前に協議とのことだが、具体的な手順について確認したい。
事務局	例えば個人の氏名が入っている場合など、今回はそういった議題があるがこれは非公開としてよろしいかということを経済会議が始まる前に委員で合意を取り非公開にする。その際、傍聴者がいれば退席いただくなどの方法かと思われる。
委員	会議の場で決めるということだが、個人名が入っていれば一律なしということでもないと思う。内容不明では公開か非公開かは判断できないが、その内容を話すときに、そこに傍聴者がいることに違和感を覚えるが。
事務局	会議の議題及び資料は事前にお配りをしているのでそこで確認をしてもらう。非公開の議案であることをわかるように資料に付け加えて配付することになると思われ

	る。各委員はそれを見て議題が公開か非公開か、またその内容を踏まえて会議の望んでいただくことになる。
委員	では提案だが、行政側が非公開とすべきと判断した際には、会長・副会長にも確認をしてほしい。
事務局	これまでも会長・副会長には議事進行など事前に確認をしているので安心いただきたい。
会長	他に意見がなければ次の議題へ移る。
(3) 令和7年度女性活躍推進部実施事業	
事務局	<p>資料4、5について説明した。</p> <p>【要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資料中の数値や事業費の金額等は現時点での数値や見込みの値もある。 ● 「1 男女共同参画推進事業」では、性的マイノリティへの支援や男女共同参画啓発事業を実施した。また、この審議会にて、基本計画である「旭川市ジェンダー平等プラン」の策定作業を進めた。 ● 「2 女性活躍・ワークライフバランス推進費」では、多様な働き方の推進のため、企業に向けた啓発として、セミナー開催、認定や表彰と、動機付けとなる取組として企業が出展できる合同企業説明会を開催した。また、男女共同参画に関する連続講座や女性のからだづくりセミナー及び SNS 運用を可能とするスキルと知識を獲得できるセミナーを開催した。さらに、働く女性のネットワーク形成支援についても実施した。 ● 「3 女性デジタル人材・起業家育成事業」では、市内の大学生や専門学校生などを対象に、キャリアデザインの重要性とIT活用や起業という選択肢を考える学習機会を提供した。また、IT事務人材としての就労に要するエクセルやワード、生成 AI など、デジタルスキル習得の支援をオンラインにより実施した。また、獲得スキルを活かした就労支援を行った。 ● 「4 みんなのキャリアの保健室事業費」では中小企業診断士などが働く上での課題へ専門的なアドバイスをする相談窓口を設置し、就労者の健やかな就労継続と経済的自立の維持を支援した。また、相談で蓄積された従業員ニーズ等の情報を企業へセミナーなどでフィードバックし、人材定着に向けた一助とすることで地域全体の雇用環境向上を図るなどした。 ● 「5 市民参加推進費」では、女性や青年層（子育て世代）の委員登用を推進するため、全庁の附属機関委員等の託児支援を昨年度から開始している。また、各種会議の委員を市民から公募する際に、電子フォームからの申請ができるよう、そのテンプレート・ひな形を作成した。 ● 「6 女性相談事業費」では、女性が抱える様々な課題への相談支援、DV被害者の対応と支援のほか、緊急一時保護施設を運営する民間団体への補助を実施した。また、相談者により適切な支援を実施できるよう、庁内の関係各課と

事務局	<p>情報交換や連携を図る会議や、相談員のスキルアップの取組を実施した。さらに、市内の中学3年生の女子生徒全員を対象に、相談窓口周知カードを同封した生理用品を配付し、周知活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「7 母子生活支援施設等運営費」は、児童福祉法に基づき、母子保護を実施した支援施設と、助産を実施した助産施設に対し費用を支弁するもの。 ● 「8 母子生活支援施設整備特別補助金」は、旭川隣保会トキワの森が行う母子生活支援施設の整備に対する建設補助として、償還補助金を支給するもの。 ● 「9 女性相談つながりサポート事業費」では、LINE を使った相談業務「あしたば相談」や生理用品を用いた相談窓口周知事業により既存の支援や窓口に関することのできない女性に対する支援を実施した。また、居場所づくり事業として、若年層が興味・関心を持てるテーマのワークショップと相談支援を組み合わせたイベントを開催し、参加者同士や支援者とのゆるやかなつながりづくりに繋げるなどした。 ● 資料5は各種講座や研修への参加者等の実績を整理したものである。
会長	意見や質問があればお願いします。
副会長	資料5に記載されている実績は、資料4に記載の実施事業がすべて記載されているわけではなく、市民対象の事業だけが記載されているのか。
事務局	市役所の内部向けの職員研修や、小中学校の教員の研修なども含めている。研修や出前講座、セミナーなど、参加を依頼するものについて掲載している。
副会長	では、例えば、資料4の9ページの(6)相談員研修等の「令和7年度全国女性相談支援員研究協議会 1名」とあるのは、それにこの関係の業務を担当している1名の職員が出張などして参加したということでしょうか。
事務局	お見込みの通り。
委員	女性活躍推進部で市民参加も所管しているのか。
事務局	附属機関の委員の女性割合がなかなか上がらないということに課題を持って取り組むため、ポジティブアクションとしてしっかり議論していくということで所管した。それまでは市民生活部が個人情報保護や情報公開制度と同じ部署で所管していた。条例改正・規則改正を経て、市民参加の事務だけを女性活躍推進部に移した。
委員	今後も女性活躍推進の部署で所管するのか。
事務局	<p>令和8年4月の機構改革において市民参加の業務は、以前の市民生活部に戻すことになる。ポジティブアクションということで託児制度の創設などを男女共同参画の視点や多様な意見を吸い上げるという切り口で行えたと思っている。</p> <p>条例改正、規則改正を行い、女性活躍推進部ができた時には女性活躍推進部に移し、今回は女性に係る取組みが進んできたので、女性だけではなく若者も含めた全体として市民生活部に戻すものである。</p>

委員	以前から審議会の女性の数はなかなか増えなかったと記憶している。女性活躍推進部で所管したことで成果はあったか。
事務局	<p>附属機関委員の女性割合は急に上がるものではないが、割合も上がってきている。</p> <p>また、男性も含めた子育て世代が市民参加をできるような何かがないかというところから、託児補助制度を作った。あと若者である学生の市民参加として若者の声を反映するために取組みを進めた。</p>
委員	私は、女性活躍推進部で所管したことで力を入れられたと思う。心配なことは市民生活部に所管が戻り、以前のように戻ってしまったらもったいないと思う。
事務局	附属機関委員の女性の割合は、旭川市ジェンダー平等プランにおいて成果指標の中に入っているので、状況の追跡は続けていく。
委員	女性の居場所づくりの事業で、大勢の方に様々な形で関わって集まっていたときに、参加者の様子から見えてきたものや、今後はやり方を変えていくのか、継続していくのかなど、成果としてとらえたものはあるか。
事務局	<p>手探りでやってきたところもあった。事業のメインターゲットとして当初考えていたのは若年女性で、なかなか自分の困難に気づけない、困難を抱えていることにも気づけない人たち。そういった方の役に立てる様々な場所・取組はあるけれども、そもそもそのことを知らないということがあった。以前から啓発にも取り組んでいたが情報を届ける難しさがあった。</p> <p>そこでイベントと組み合わせみていろんな人が参加できるような形でハードルを下げ、その本人だけではなく、保護者や友人などの周りの方にも知ってもらえるよう事業を始めた。女性活躍推進課の女性相談員もイベントの場に入ってその場で相談を受けたり話を聞く中で、支援が必要な方をキャッチした。また、まちなか保健室や文化小屋などの、もともとある居場所でもいろいろ体験していただいて、そのあともそこに通い続けることもできるよう事業も実施したので、手ごたえは感じている。</p> <p>ただ、現在の形式が今後も良いのかということは、検討の余地もある。参加者が集まらないときもあるし、もっとこういうところに届けてほしいという声もあるので、それらも踏まえながら形を変えてでも続けていきたい。</p>
委員	事業を実施している時には、次年度に部署が変わるとは思っていなかっただろうが、今までの経過を大事にして、次年度も取り組みが元の木阿弥にならないように進めてほしい。
委員	LINE 相談窓口の周知はどのようにしているのか。
事務局	女性活躍推進課のインスタグラムがあるのでそれに掲載している。ほかに市の公式 X などでも発信をしている。ホームページでは常に一番上にあしたば相談を載せている。
委員	LINE 相談を利用してほしい方は、市の HP などを見るとは思えないが。

事務局	<p>様々な手段を使っている。生理用品の配布の中にあしたば相談のカードを入れて配布もしている。特に夏休みとか冬休みなど若者が集まる時期は手厚く実施している。本庁舎の1回のスペースで勉強している若者が本日も多数いたと思うが、彼女たちも使えるように市役所1階の女性トイレにも設置した。春休みにも置きたいと思っている。こういった人の集まりやすい時、困難に陥りやすい時を狙って周知したりとか、こまめに周知をしている。事業の委託先も様々な場所にチラシを持っていっている。昨年が一年目だったのだが、二年目になって、かなり相談数が増えた。対面窓口よりもLINEの方が相談しやすいという事実もある。</p> <p>中学3年生への配付は、義務教育から外れてしまうタイミングをピンポイントで狙っている。生徒だけでなく、先生方からも相談窓口につながるように、また、こんなところがあるよと子供たちに紹介ができるようにしている。実際にLINE相談から女性相談窓口への相談に繋がったこともいくつかある。着実に困った人には届けられるようにと思っており、続けていきたい。</p>
委員	LINE相談やLGBTQの相談などは、相談の専門職が対応しているのか。
事務局	<p>お見込みの通り。市職員で対応するのは難しいので委託をしている。</p> <p>LGBTQ LINE相談は、札幌にある、ほかの事業者からの受託もしている事業者に委託している。</p> <p>あしたば相談は、もともと児童センターなどもやりながら、日々相談を受けているノウハウがある事業者に委託し、体制を作って実施してもらっている。</p> <p>LGBTQ 電話相談は人権擁護の取組をしている方をお願いをしている。</p> <p>市職員の女性相談員3人は、福祉の勉強をしたり資格を持っている。</p>
委員	私は福祉に携わっているが、社会福祉士の中でも高齢者や障害者の相談を受けるにあたり、学習の機会やスキルアップがないので考えていけないと感じた。
事務局	庁内向けの研修として窓口業務を担っている相談員のスキルアップ研修を先日実施した。庁内連携体制、ワンストップの体制を作っていこうという一環での研修だ。もしよろしければ、来年以降実施する際に委員には御案内したいと思う。
会長	他になれば、次の議題に進む。
(4) 旭川市ジェンダー平等プランの策定について	
事務局	<p>資料6・7について説明した。</p> <p>【要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「旭川市ジェンダー平等プラン～みんな安心、未来計画～」(以降「プラン」)は、本市の男女共同参画施策やDV防止対策施策についての基本計画となるもの。 ● プランは令和6年度から令和7年10月にかけて、この審議会でも内容を審議し市への答申を基に作成し、2月5日に市の会議にて内容を承認されたもの。事務処理的な作業を行っている最中であるため「(案)」をつけている。 ● 答申の内容からの変更点としては、誤字脱字の修正や資料編に参考として掲載

事務局	<p>している法令の改正を反映などであり、具体的な内容としては答申の内容から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プランとは令和7年度までの計画である「第2次あさひかわ男女共同参画基本計画」と、別の計画として定めていたDV防止等に関する基本計画である「第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」の2つを統合したものになる。統合により、事業を包括的に進捗管理して効果的に推進することが期待できる。 ● プランには、DV防止のほかにも2つの法律に基づく基本計画の要素を含めている。一つが、女性の職業生活における活躍を推進するための「女性活躍推進法」、もう一つが、様々な困難な問題に直面し問題を抱える女性の福祉の増進を図るための「困難女性支援法」になる。 ● プランの背景となる本市の状況と課題としては、国全体と同様、本市においても男性優遇や性別による役割分担意識が根強い状況にあり、また、DV被害を受けたからは男女ともに一定数おり、暴力を容認しない社会環境の整備と意識啓発が必要というもの。 ● プランの名称は、審議会で議論していただきその思いを込めたものを提案いただき、決定した。「DV防止」や「困難女性の支援」を「安心」の言葉に込め、未来を見据えた本市の姿を表す「未来計画」という言葉でプランのゴールを示している。 ● プランの計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間。 ● プランの基本理念については、市の条例で定めている記載の7つの基本理念を実現するための計画としており、これはこれまでの計画と同様。 ● プランは3つの基本目標を設定している。「基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進」「基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進」「基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現」。 ● プランの目標値である評価指標は、基本的には現在の計画の指標を引き継ぎ、目標を達成したものは目標を更新している。 ● プラン本編は100ページを超えるため、内容を抜粋して別紙7のとおり概要版を作成している。
会長	意見や質問があればお願いします。
委員	<p>以前、専門学校で教員をしていた。プランで若者と示すのは基本的に男性も女性もということだと思うが、ジェンダー平等は男性側と女性側の双方向の矢印が発生しているものと思う。成り立ちから、どうしてもやっぱり女性サイドの矢印がベクトルとしては太いという印象を持ってしまいが、これからジェンダー平等というもう一個上の包括的な概念にはいっていくっていう意思をこの資料から私は感じた。</p> <p>しかしウィークポイントを抱えているのは女性だけではなく、学生とかだと男性も社会参画ができないとか、いろんなウィークポイントを抱えた方もいるなかで、そういう子たちもジェンダー平等の考え方で拾い上げていくという考え方でよいか。</p>

委員	<p>今は事実ベースとして女性に関する問題があることは非常によくわかる。ただ、今後どこかで臨界点に来て、矛盾をはらんでいってしまうというようなことを想像してしまったところだ。この施策を考えていく中で、こういったことが議論に上がったなどの経緯がもしあれば、教えていただきたい。</p>
事務局	<p>ジェンダー平等の成り立ちが約 30 年前の北京会議で、女性の立場が弱い、差別的な扱いを受けているというところから始まった。そこから、法律ができ、各市町村で計画を作るようになり、何十年と経過してきた。やはり当時は女性の立場は本当に弱いというところからスタートしており、今現在もまだまだそういういろんな弱さが常に内包しているといえる。特にコロナ禍ではそれが顕著になった。一方で男女共同参画とか学校教育などで皆が知識を得て、少しずつ変わっていく部分もある。</p> <p>今回このプランを作る中で、審議会では男性についてそれほど議論はなかったが、例えば議会やいろんな意見交換の場で、様々な声を聴くことがある。男性が取り残されている感じがするといった声もあるが、取り残しているわけでは決していない。</p> <p>国の第 5 次計画では「すべての女性が活躍して輝く」とあったが、次の 6 次計画では「誰もが」となっており、男性や、困難を抱える方、若者を決して取り残さずに幅広くやっていくという中で、少しずつ政策を広げていっている段階だ。担当の施策だけでなく他の法律や計画も関わってくるのでしっかり対応していきたい。</p>
委員	<p>ジェンダーフリーという形で、国からも女性活躍の推進などがあるので一方的に女性を優遇するのではないかととらえられる場合があると思うが、この平等というのはやはり、自分から縛られない、解放するということだと思う。私たちの仕事は前向きにどうしたらいいかというところに行くのではないかと考えている。</p> <p>肩書でしなければならないことはあるだろうが、女だからこれはできないだろう、男だからこれはダメとかではなく、肩書にしても仕事にしても役目にしてもその人ができること、できる形でやっていくことが多様性かなと思うので、そういう柔らかい気持ちでやっていきたいと思う。</p>
委員	<p>内容についてはではないが、資料 6 の表紙に「2026 年●月」と記載されているが、4 月の誤りか。</p>
事務局	<p>そこは内部の事務処理が確定した月を入れる。おそらく 3 月に確定して、4 月からプランを施行するという形で考えている。</p>
委員	<p>去年 7 月に、所属団体の方にこのプランへの意見を求められ、何点か出させていただいた。資料 6 の 49、50 ページにある評価指標の値の推移について 5 年前からの記載になっているが、もっと前を追って出していただきたい、つけてはどうかと提案をさせていただいた。ページの紙が長くなってしまうかもしれないが、現在もそれがついていないのはなにか理由があったのか。</p>
事務局	<p>検討をしてみたが、成果指標の内容が計画策定・見直しの節目の状況に応じて、少しずつ変えてきているものがあるため、指標自体の数が多くなり、表が年数の増加による横幅だけでなく、上下幅も大きくなるため、難しかった。</p>

委員	<p>男女共同参画のあゆみの部分を見て昔を思い出すことができ、すごくいいなと思った。旭川市に女性政策的なプランができたのは、100 ページに「平成 9 年（1997 年）3 月 男女共同参画を目指す旭川女性プラン策定」とある。もしここから数字が追えるなら、旭川市の約 30 年の推移がわかるのかなと思う。もし途中までやってみたのなら、調べていただけたら面白いなと思う。</p> <p>附属機関の女性委員の割合を増やすという項目は、推移をみると令和 3 年から令和 6 年にかけて 3% くらい上がっている。これは過去ずっと低迷していて、本当に上がらなかった項目だからよかったなと思う。女性活躍推進部で所管したことで、その成果だろうと思う。</p> <p>一覧があれば面白いなと思う。どういった項目があったということも含めて歴史だと思う。</p>
会長	他になければ、次の議題に進む。
(5) その他について	
委員	<p>審議会の条例を改めて見て、第 29 条に市長の諮問に応じるだけでなく、審議会は男女共同参画の推進に係る事項について市長に意見を述べるができることとある。プランの策定は諮問されたものと思うが、それ以外の諮問されないことについても、男女共同参画の推進に係る事項であれば、自主的に意見を述べるができることとか。その場合は例えば会長・副会長の方から議題が出てきて、会議で話し合うことになるのか。</p>
委員	そういう場合は、個人的に委員が手を挙げ、この会議で意見を言って、委員で議論したい旨を提案して、会議で判断していくのではないかな。
委員	この場で突然意見を提案しても良いのか。
事務局	議事の進行としては、委員から提案を貰って、事務局が整理をした上で会長・副会長に諮り、そして委員の皆さんにそういう機会を設けるといいう議事進行が一番スムーズかと思う。
委員	<p>条例を見て審議会はこういうこともできるのだなと感心したところだ。</p> <p>今年、所属する団体と他 6 団体で市に要望書を出した。内容は、次年度からの女性活躍推進部の廃止に関する意見であり、広い意味では男女共同参画に関わることだと思う。市の回答は、機構改革はあくまでも市内部の事務処理に関する事なので旭川市市民参加推進条例に照らしても外部の意見を伺うものではないという返答だった。</p> <p>確かに市民参加推進条例で市内部の部署のことはないだろうと理解したが、もし機構改革の内容を事前にわかっていたらこの審議会から意見書を出したりすることも可能だったのではないかなと思ったところだ。実際には私たちには事前の情報が何もなかったため、諮ることともできなかった。</p>
事務局	仮に審議会に諮り、意見書を提出した場合でも、それは担当の部署に渡すことになる。どう判断するかは、受け取った担当部局の判断となる。それがどのようなかは、

事務局	女性活躍推進部ではわからない。
委員	それはもちろんそうだ。私は、審議会から意見を出したら結果が変わるというよりも、事前に知らされなかったので意見を言う場もなかったことから、男女共同参画の推進に係る事項であれば審議会から意見は出せたのだなという風に思った。条例第 29 条はそう考えてよいかという確認をしたかった。意見は出したとしても、それがどうなるかはもちろん別問題だ。
委員	意見は出せるが、おそらく受け取った方はその努力をいたしますって形になるだろう。強く意見書となれば、それはこの審議会としてではなく、個別の団体でもう一回出すようにという意見になるのではないかな。
事務局	条文の通り、「述べることができる」と受け取っている。その対応については別の話となる。他の審議会の設置条例も同じ作りになっていると思う。
委員	突然逆の意見が来たら、準備していた予定変更の対応などで、関連部署にいる職員も大変だと思う。
会長	次回以降とかに例えば意見交換したいといったこともありだと思う。意見を挙げていただければと思う。他になければ、本日の議事を終了する。
8 閉会	
事務局	次回開催は改めて御案内するが、例年通りであれば5月の開催を予定している。 第12期委員の任期は令和9年11月までの2年間となっているので、職場の異動などに伴い任期終了前に委員を辞任される場合は、事前に事務局まで御連絡をお願いしたい。